

令和6年2月15日開会

令和6年2月 富士市議会定例会追加議案

富 士 市

富士市議会定例会（2月）追加議案目次

議案番号	件 目	ページ
議第53号	令和5年度富士市病院事業会計補正予算について（第5号）	1
議第54号	令和6年度富士市一般会計補正予算について（第1号）	12
議第55号	富士市税条例の一部を改正する条例制定について	31

議第53号

令和5年度富士市病院事業会計補正予算について（第5号）

令和5年度富士市病院事業会計補正予算を別紙のとおり定める。

令和6年3月22日提出

富士市長 小長井 義 正

## 令和5年度 富士市病院事業会計補正予算(第5号)

第1条 令和5年度富士市病院事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度富士市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間患者数			
外 来	208,980人	2,430人	211,410人
(3) 1日平均患者数			
外 来	860人	10人	870人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	15,593,528千円	108,378千円	15,701,906千円
第1項 医業収益	14,127,531千円	108,378千円	14,235,909千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	16,006,462千円	68,557千円	16,075,019千円
第1項 医業費用	15,526,909千円	62,400千円	15,589,309千円
第2項 医業外費用	474,552千円	6,157千円	480,709千円

第4条 予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額「4,282,553千円」を「4,351,193千円」に改める。

令和6年3月22日提出

富士市長 小長井 義 正

## 令和5年度 富士市病院事業

### 収益的収入

#### 収 入

款	項	目	既決予定額
1 病院事業収益			15,593,528
	1 医業収益		14,127,531
		2 外来収益	3,866,130

#### 支 出

款	項	目	既決予定額
1 病院事業費用			16,006,462
	1 医業費用		15,526,909
		2 材料費	3,906,230
	2 医業外費用		474,552
		3 雑損失	452,679

## 会計補正予算実施計画

### 及び支出

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
108,378	15,701,906	
108,378	14,235,909	
108,378	3,974,508	患者数及び診療単価の増に伴う外来患者診療収入の増

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
68,557	16,075,019	
62,400	15,589,309	
62,400	3,968,630	薬品費の増
6,157	480,709	
6,157	458,836	貯蔵品経理に伴う控除対象外消費税及び地方消費税の増

# 令和5年度 富士市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

## I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1 当年度純利益	△ 378,119,551
2 減価償却費	
(1) 建物減価償却費	148,928,000
(2) 構築物減価償却費	13,436,000
(3) 器械備品減価償却費	312,118,000
(4) 車両減価償却費	523,000
(5) 無形固定資産減価償却費	45,000
3 固定資産除却費	10,910,000
4 引当金の増加額又は減少額(△)	
(1) 貸倒引当金の増加額又は減少額(△)	4,932,851
(2) 賞与引当金の増加額又は減少額(△)	22,079,000
(3) 法定福利費引当金の増加額又は減少額(△)	5,533,000
(4) 退職給付引当金の増加額又は減少額(△)	255,507,000
5 長期貸付金返還免除額	1,200,000
6 長期前受金戻入益(△)	△ 44,906,000
7 受取利息及び配当金(△)	△ 3,970,000
8 支払利息及び企業債取扱諸費	1,520,000
9 未収金(医業未収金・医業外未収金)の増加額(△)又は減少額	1,141,108,432
10 たな卸資産(貯蔵品)の増加額(△)又は減少額	△ 7,029,558
11 前払金の増加額(△)又は減少額	△ 5,466,962
12 その他流動資産の増加額(△)又は減少額	0
13 未払金(医業未払金・医業外未払金)の増加額又は減少額(△)	△ 5,812,430
14 預り金の増加額又は減少額(△)	0
	小計 1,472,535,782
15 利息及び配当金の受取額	3,970,000
16 利息及び企業債取扱諸費の支払額(△)	△ 1,520,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,474,985,782

## II 投資活動によるキャッシュ・フロー

1 固定資産の取得による資本的支出	
(1) 有形固定資産の取得による支出(△)	△ 684,185,458
(2) 無形固定資産の取得による支出(△)	0
(3) 投資その他の資産の取得による支出(△)	△ 2,000,000,000
2 長期貸付金の貸付による資本的支出(△)	△ 1,200,000
3 資本的支出に係る前払金の増加額(△)又は減少額	65,970,000
4 未払金(その他未払金)の増加額又は減少額(△)	316,923,133
5 補助金等の資本的収入	
(1) 国庫補助金	6,069,653
(2) 県補助金	0
6 未収金(その他未収金)の増加額(△)又は減少額	38,898,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,257,524,672

## III 財務活動によるキャッシュ・フロー

1 企業債の発行	718,200,000
2 企業債の償還(△)	△ 463,840,000
3 一時借入金の借入	0
4 一時借入金の返済(△)	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	254,360,000

IV 資金増加額(又は減少額) △ 528,178,890

V 資金期首残高 6,376,692,528

VI 資金期末残高 5,848,513,638

(注) 予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法で作成している。

# 令和5年度 富士市病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

(1) 有形固定資産			
イ 土地	1,867,096,554		
ロ 建物	11,762,414,985		
ハ 構築物	544,696,664		
ニ 機械備品	7,280,768,752		
ホ 車両	10,106,591		
ヘ 建設仮勘定	6,270,000		
有形固定資産合計		6,516,304,472	
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	7,289,040		
無形固定資産合計		7,289,040	
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	2,000,020,000		
ロ 長期貸付金	4,800,000		
貸倒引当金	△4,800,000	0	
投資その他の資産合計		2,000,020,000	
固定資産合計			8,523,613,512

### 2 流動資産

(1) 現金預金			
イ 現金	1,024,676		
ロ 預金	5,847,488,962		
現金預金合計		5,848,513,638	
(2) 未収金			
イ 医療未収金	2,183,284,912		
ロ 医療外未収金	39,823,096		
ハ その他未収金	3,276,000	2,226,384,008	
貸倒引当金	△28,216,343		
未収金合計		2,198,167,665	
(3) 貯蔵品			
イ 薬品	34,868,827		
ロ 診療材料	9,000,000		
貯蔵品合計		43,868,827	
(4) 前払金		18,731,000	
(5) その他流動資産		5,879,250	
流動資産合計			8,115,160,380
資産合計			<u>16,638,773,892</u>

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,393,111,225	1,393,111,225	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,115,064,518	3,115,064,518	
固定負債合計			4,508,175,743

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	477,263,000	477,263,000	
(2) 未払金			
イ 医療未払金	1,277,579,450		
ロ 医療外未払金	4,527,000		
ハ その他未払金	393,460,000		
未払金合計		1,675,566,450	
(3) 預り金		53,539,593	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	382,582,000		
ロ 法定福利費引当金	73,788,000		
引当金合計		456,370,000	
流動負債合計			2,662,739,043

### 5 繰延収益

(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	6,694,815		
ロ 工事負担金	47,347,000		
ハ 寄附金	31,599,997		
ニ 国庫補助金	274,860,856		
ホ 県補助金	571,419,179		
ヘ その他長期前受金	229,057,599		
長期前受金合計		1,160,979,446	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 受贈財産評価額収益化累計額	△3,041,000		
ロ 工事負担金収益化累計額	△40,118,448		
ハ 寄附金収益化累計額	△20,171,089		
ニ 国庫補助金収益化累計額	△208,037,367		
ホ 県補助金収益化累計額	△340,071,587		
ヘ その他長期前受金収益化累計額	△217,331,892		
長期前受金収益化累計額合計		△828,771,383	
繰延収益合計			332,208,063
負債合計			7,503,122,849

## 資 本 の 部

### 6 資本金

(1) 資本金			
イ 固有資本	66,828,051		
ロ 繰入資本	6,130,411,186		
ハ 組入資本	1,198,650,000	7,395,889,237	
資本金合計			7,395,889,237

### 7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	4,035,301		
ロ 工事負担金	2,711,000		
ハ 寄附金	770,000		
ニ 国庫補助金	33,263,000		
ホ 県補助金	282,239,200		
ヘ その他資本剰余金	6,071,537		
資本剰余金合計		329,090,038	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	283,600,000		
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,127,071,768		
利益剰余金合計		1,410,671,768	
剰余金合計			1,739,761,806
資本合計			9,135,651,043
負債資本合計			<u>16,638,773,892</u>

# 重要な会計方針及び財務諸表注記

## I 重要な会計方針に係る事項

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券(満期保有目的債券)は、償却原価法を採用し、投資有価証券(その他有価証券)で時価のないものは、移動平均法による原価法を採用している。

### 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産(貯蔵品)の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法を採用している。

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

##### ① 減価償却の方法

定額法による。なお、償却の開始時期は、固定資産を取得又は編入した年度の翌年度からとしている。

##### ② 主な耐用年数

目	耐用年数
土地	償却しない
建物	8年～60年
構築物	3年～60年
器械備品	2年～20年
車両	4年～6年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

##### ① 減価償却の方法

定額法による。なお、償却の開始時期は、固定資産を取得又は編入した年度の翌年度からとしている。

##### ② 主な耐用年数

目	耐用年数
電話加入権	償却しない
ソフトウェア	5年

#### (3) リース資産

##### ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

##### ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

### 4 引当金の計上方法

#### (1) 貸倒引当金

##### ① 長期貸付金貸倒引当金

助産師修学資金貸付金の返還免除による損失に備えるため、貸付総額を計上している。

##### ② 医業未収金貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (2) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担する部分を除く額を計上している。



### (3) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担(令和5年12月から令和6年3月まで)に属する額を計上している。

### (4) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担(令和5年12月から令和6年3月まで)に属する額を計上している。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理

決算報告書は税込処理方式によっており、財務諸表は税抜処理方式によっている。なお、控除対象外消費税及び地方消費税額は、当該事業年度の費用として処理している。ただし、資本的収入の中の不課税収入に係る特定収入分仕入控除対象外消費税及び地方消費税額は、繰延収益・長期前受金と相殺処理している。

## II 予定貸借対照表等関連

### 1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、毎年度総務省より通知される「地方公営企業繰出金について」(総務省一般会計繰出基準)に基づき、病院の建設改良に要する経費(元金償還金)に対し、一般会計が負担すると見込まれる額は、935,187,113円である。

### 2 引当金の取崩し

#### (1) 貸倒引当金

##### ① 長期貸付金貸倒引当金

助産師修学資金貸付金の返還免除による損失に充てるため、貸倒引当金 1,200,000円を取り崩すこととしている。

##### ② 医業未収金貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金 7,200,149円を取り崩すこととしている。

#### (2) 退職給付引当金

令和5年度において、職員の退職手当として、112,522,000円を支給するため、退職給付引当金 112,522,000円を取り崩すこととしている。

#### (3) 賞与引当金

令和5年度において、職員の期末手当及び勤勉手当として、1,171,218,000円を支給するため、賞与引当金 360,503,000円を取り崩すこととしている。

#### (4) 法定福利費引当金

令和5年度において、職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として、224,200,000円を支給するため、法定福利引当金 68,255,000円を取り崩すこととしている。

## III セグメント情報の開示

報告セグメントが1つのため、記載を省略している。

## IV リース契約により使用する固定資産

### 1 リース取引の処理方法

リース料総額が、300万円超の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

## 令和5年度 富士市病院事業

### 収益的収入

#### 収入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益		15,593,528	108,378	15,701,906
1 医業収益		14,127,531	108,378	14,235,909
	2 外来収益	3,866,130	108,378	3,974,508

#### 支出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		16,006,462	68,557	16,075,019
1 医業費用		15,526,909	62,400	15,589,309
	2 材料費	3,906,230	62,400	3,968,630
2 医業外費用		474,552	6,157	480,709
	3 雑損失	452,679	6,157	458,836

## 会計補正予算参考調書

### 及び支出

(単位 千円)

節	金額	備考
1 外来収益	108,378	患者数及び診療単価の増に伴う外来患者診療収入の増

(単位 千円)

節	金額	備考
1 薬品費	62,400	注射用薬品等処方量の増
2 その他雑損失	6,157	貯蔵品経理に伴う控除対象外消費税及び地方消費税の増

議第54号

令和6年度富士市一般会計補正予算について（第1号）

令和6年度富士市一般会計補正予算を別紙のとおり定める。

令和6年3月22日提出

富士市長 小長井 義 正

令和6年度富士市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度富士市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,778,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,578,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月22日提出

富士市長 小長井 義 正

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	16,482,873	2,778,000	19,260,873
	2 国庫補助金	4,176,782	2,778,000	6,954,782
	歳 入 合 計	101,800,000	2,778,000	104,578,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	9,013,376	2,098,000	11,111,376
	1 総務管理費	7,519,634	2,098,000	9,617,634
3	民生費	37,723,107	680,000	38,403,107
	1 社会福祉費	5,657,957	680,000	6,337,957
7	商工費	3,384,221	9,000	3,393,221
	1 商工費	3,384,221	9,000	3,393,221
14	予備費	100,000	△9,000	91,000
	1 予備費	100,000	△9,000	91,000
	歳 出 合 計	101,800,000	2,778,000	104,578,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	46,460,600		46,460,600
2 地方譲与税	678,000		678,000
3 利子割交付金	16,000		16,000
4 配当割交付金	200,000		200,000
5 株式等譲渡所得割交付金	250,000		250,000
6 法人事業税交付金	650,000		650,000
7 地方消費税交付金	6,200,000		6,200,000
8 ゴルフ場利用税交付金	67,000		67,000
9 環境性能割交付金	90,000		90,000
10 地方特例交付金	1,502,000		1,502,000
11 地方交付税	100,000		100,000
12 交通安全対策特別交付金	40,000		40,000
13 分担金及び負担金	923,407		923,407
14 使用料及び手数料	1,345,606		1,345,606
15 国庫支出金	16,482,873	2,778,000	19,260,873
16 県支出金	7,269,443		7,269,443
17 財産収入	286,054		286,054
18 寄附金	3,506,306		3,506,306
19 繰入金	849,080		849,080
20 繰越金	1,000,000		1,000,000
21 諸収入	3,207,031		3,207,031
22 市債	10,676,600		10,676,600
歳入合計	101,800,000	2,778,000	104,578,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	481,596		481,596
2 総務費	9,013,376	2,098,000	11,111,376
3 民生費	37,723,107	680,000	38,403,107
4 衛生費	9,518,662		9,518,662
5 労働費	272,120		272,120
6 農林水産業費	978,051		978,051
7 商工費	3,384,221	9,000	3,393,221
8 土木費	12,237,243		12,237,243
9 消防費	3,781,176		3,781,176
10 教育費	17,016,181		17,016,181
11 災害復旧費	52,000		52,000
12 公債費	7,242,167		7,242,167
13 諸支出金	100		100
14 予備費	100,000	△9,000	91,000
歳 出 合 計	101,800,000	2,778,000	104,578,000

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			9,000
2,098,000			
680,000			
			△9,000
2,778,000	0	0	0



2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2, 778, 000千円

2 項 国庫補助金

2, 778, 000千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	80, 002	2, 098, 000	2, 178, 002
2 民生費補助金	1, 170, 690	680, 000	1, 850, 690
計	4, 176, 782	2, 778, 000	6, 954, 782

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 総務管理費補助金	2, 098, 000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 定額減税補足給付金給付事業 2, 098, 000×10/10 2, 098, 000
1 社会福祉費補助金	680, 000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業 680, 000×10/10 680, 000

3 歳 出

2 款 総務費

2,098,000千円

1 項 総務管理費

2,098,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
33 定額減税補 足給付金給 付費	千円 0	千円 2,098,000	千円 2,098,000	千円 2,098,000	千円	千円	千円
計	7,519,634	2,098,000	9,617,634	2,098,000	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 3,052	001 給与費 3,052
時間外勤務手 当	3,052	001 時間外勤務手当 3,052
10 需用費	1,033	002 定額減税補足給付金給付費 2,094,948
消耗品費	500	001 定額減税補足給付金給付事務費 99,948
印刷製本費	533	002 定額減税補足給付金給付事業費 1,995,000
11 役務費	5,932	定額減税補足給付金 47,200人
通信運搬費	300	
手数料	5,632	
12 委託料	92,521	
17 備品購入費	462	
18 負担金、補助 及び交付金	1,995,000	
補助金	1,995,000	

3 款 民生費  
1 項 社会福祉費

680,000千円

680,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付費	千円 0	千円 680,000	千円 680,000	千円 680,000	千円	千円	千円
計	5,657,957	680,000	6,337,957	680,000	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 1,083	001 給与費 2,687
3 職員手当等	1,057	001 時間外勤務手当 828 002 パートタイム会計年度任用職員 1,859
時間外勤務手当	828	002 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付費 677,313
期末手当	204	001 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事務費 27,313
勤勉手当	25	002 住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業費 450,000
4 共済費	472	住民税非課税世帯物価高騰対策給付金 4,500世帯
8 旅費	75	003 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金給付事業費 150,000
費用弁償	75	住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金 1,500世帯
10 需用費	385	004 こども加算給付事業費 50,000
消耗品費	200	こども加算 1,000人
印刷製本費	185	
11 役務費	1,037	
通信運搬費	190	
手数料	847	
12 委託料	25,891	
18 負担金、補助及び交付金	650,000	
補助金	650,000	

7 款 商工費  
1 項 商工費

9,000千円

9,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 交流観光費	千円 253,186	千円 9,000	千円 262,186	千円	千円	千円	千円 9,000
計	3,384,221	9,000	3,393,221	0	0	0	9,000

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 9,000	002 交流観光振興費 9,000
負担金	9,000	001 交流観光振興事業費 企業人材派遣制度負担金 9,000

1 4 款 予備費  
1 項 予備費

△9,000千円

△9,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 100,000	千円 △9,000	千円 91,000	千円	千円	千円	千円 △9,000
計	100,000	△9,000	91,000	0	0	0	△9,000

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職

#### (1) 総括

##### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 人	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,922	0	7,397,000	5,326,404	12,723,404	2,509,962	15,233,366	
補正前	1,922	0	7,397,000	5,322,524	12,719,524	2,509,962	15,229,486	
比 較	0	0	0	3,880	3,880	0	3,880	

職員手当等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	
	補正後	103,379	194,260	232,606	87,625	204,330	42,112	601,796	
	補正前	103,379	194,260	232,606	87,625	204,330	42,112	597,916	
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,880	
	区 分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当	
	補正後	136,110	34,700	5,800	1,696,465	1,364,914	479,058	137,746	
	補正前	136,110	34,700	5,800	1,696,465	1,364,914	479,058	137,746	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	単身赴任手当	義務教育等 教員特別手当	管 理 職 員 特別勤務手当					
	補正後	864	4,639	0					
	補正前	864	4,639	0					
	比 較	0	0	0					

##### イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 人	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	717	2,300,478	51,480	452,676	2,804,634	469,677	3,274,311	
補正前	717	2,299,395	51,480	452,447	2,803,322	469,205	3,272,527	
比 較	0	1,083	0	229	1,312	472	1,784	

職員手当等の内訳	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	
	補正後	1,548	2,733	980	7,850	0	500	3,500	
	補正前	1,548	2,733	980	7,850	0	500	3,500	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	期末手当	勤勉手当	退職手当					
	補正後	386,776	48,789	0					
	補正前	386,572	48,764	0					
	比 較	204	25	0					

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	3,880	その他の増加分	時間外勤務手当の増	

議第55号

富士市税条例の一部を改正する条例制定について

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

富士市長 小長井 義 正



富士市税条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第7条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額

（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第27条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第8条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。